

令和8年度採用山梨県暫定再任用県費負担教職員選考等実施要領

山梨県教育委員会

1 趣 旨

この実施要領は、山梨県暫定再任用県費負担教職員選考実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和8年度に採用する暫定再任用教職員の任期の更新及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 暫定再任用対象者

- ア 令和7年度末において、64歳以下の暫定再任用者（任期更新）
- イ 令和7年度末において、64歳以下の者かつ令和6年度以前に定年退職した者
- ウ 令和7年度末において、64歳以下の者かつ令和6年度以前に退職した者のうち、25年以上勤務して退職したものであって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者（令和7年度末において定年年齢に達している者に限る）

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、勤務実績が良好である場合、本人の同意を得て1年ごとの任期の更新が可能であり、その期間は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間とする。

4 暫定再任用職員を充てる職

退職時の職	暫定再任用の職	勤務形態	配置所属	人数
校長 教頭 主幹教諭 教諭	教諭	常時勤務 短時間勤務	公立 小中学校	各職で 定める
養護教諭	養護教諭	常時勤務 短時間勤務		
栄養教諭	栄養教諭			
学校栄養	主任学校栄養職員			
学校事務	事務主任			
校長 教頭 主幹教諭 教諭 学校事務	行政職	常時勤務 短時間勤務	委員会事務局 知事部局	

5 採用

採用は、新規、更新ともに面接・書類による選考とする。

- ※ 勤務形態（常時勤務、短時間勤務）について、希望どおりにならない場合がある。
- ※ 勤務校は現在の勤務校とは限らない。勤務校への配置は一般の教職員と同様に行う。
- ※ 暫定再任用対象者イ・ウについては、暫定再任用の職、採用教科により採用しない場合がある。
- ※ 当該暫定再任用希望教職員の意向に合わず辞退した場合は、採用できない。採用されなかった者の氏名、応募の事実については一切公表しない。

6 勤務形態

- (1) 常時勤務 週5日 38時間45分勤務
- (2) 短時間勤務 【教育職】 週19時間35分勤務
 - (小学校) 1日3時間55分×週5日
 - (中学校) 週の授業時数等を考慮のうえ、学校長が定める。
 - (養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員・学校事務) 学校の状況、週の勤務時数等を考慮のうえ、学校長が定める。
- 【行政職】 週5日30時間または週4日31時間

7 募集期間

令和7年11月21日（金）から令和7年11月28日（金）までとする。

8 申込手続き

(1) 暫定再任用対象者・ア(任期更新)の提出書類

- ① 暫定再任用の任期更新についての同意書（要綱第3号様式）
- ② 暫定再任用の任期更新推薦書・校長意見書（要綱第4号様式）

(2) 暫定再任用対象者・イ、ウ(新規)の提出書類

- ① 暫定再任用希望申請書(要綱第1号様式)
- ② 評価書(写)

※退職校に在職最終年度の人事評価制度による評価書(写)の発行(厳封)を依頼する。

(3) 書類の提出先・提出方法

- ① 提出先 山梨県教育庁義務教育課(〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1)
- ② 提出方法 校長及び市町村(組合)教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、暫定再任用対象者イ及びウにあつては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

9 辞退手続

(1) 提出書類 辞退届(別紙第5号様式)

(2) 書類の提出先・提出方法

- ① 提出先 山梨県教育庁義務教育課(〒400-8504 甲府市丸の内1-6-1)
- ② 提出方法 校長及び市町村(組合)教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、暫定再任用対象者イ及びウにあつては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

10 選考

- (1) 暫定再任用対象者アに対する面接は、地区担当管理主事が行う。
- (2) 暫定再任用対象者イ及びウに対する面接は、地区担当または担当管理主事が行う。
- (3) 暫定再任用を希望する教職員の選考は、教職員としての勤務成績等を基に、当該再任用職に対する意欲、能力等を総合的に判断し行う。

11 選考結果の通知

- (1) 暫定再任用対象者ア・・・市町村(組合)教育委員会及び勤務する学校の校長を通じ通知する。
- (2) 暫定再任用対象者イ及びウ・・・直接、本人に通知する。

※令和8年3月上旬の通知を予定

(参考) 暫定再任用職員の適用給料表、級及び給料月額(令和7年4月1日現在)

暫定再任用の職	適用する給料表及び級	給料月額
教諭・養護教諭・栄養教諭	教育職給料表(二)2級	277,380円
主任学校栄養職員	医療職給料表(二)3級	249,340円
事務主任・行政職	行政職給料表 3級	261,300円

※ 給料月額は、常時勤務(週38時間45分勤務)の場合である。短時間勤務の場合は、上記の給料月額に勤務時間に応じた割合を乗じた額とする。また、制度改正により、給料月額が変動する場合がある。